

相続不動産の売却をご検討の方！必見です！！

相続登記の報酬が実質 0 円！ 6 月 24 日 相続不動産売却サービス開始

司法書士・行政書士溝のロオフィスは、6 月 24 日より相続不動産の売却を司法書士・行政書士溝のロオフィスを通して提携する不動産業者に売買仲介を依頼し、売買契約が成立した場合に、司法書士・行政書士溝のロオフィスに依頼した**相続登記の報酬が実質 0 円（戸籍謄本等の収集・遺産分割協議書の作成も含む。）**となるサービスを開始しました。

司法書士・行政書士溝のロオフィスでは、開業以来多くの相続案件を扱ってきました。相続した不動産が空き家になり処分を考えている方や、相続税の納税資金として不動産を一部売却したいという希望がある方もいらっしゃいました。

お客様のそのようなご希望に対して、司法書士・行政書士溝のロオフィスは提携する不動産業者と共同して、お客様の相続不動産の売却の負担を減らすために、相続登記の報酬を実質 0 円とするサービスを作りました。

なお、提携不動産業者の不動産売却の**仲介手数料は、法定上限額の半額又は無料**となります。

相続登記の報酬が実質 0 円となる仕組みとしては、次のような流れとなります。

- ① 司法書士・行政書士溝のロオフィスに相続登記を依頼
↓
- ② 提携不動産業者へ売却不動産の無料査定及び専任（専属専任）媒介契約締結
※ 対象不動産の所在地は神奈川県・東京都（離島等の一部及び売却困難な物件は除く）
↓
- ③ 司法書士・行政書士溝のロオフィスに相続登記の報酬として
54,000 円（税込）の支払い ※ 登録免許税等の実費がその他かかります。
※ 売却不動産以外で相続登記をご依頼の場合には、別途 1 筆・1 戸につき 10,800 円（税込）かかります。
↓
- ④ 相続登記の完了
↓
- ⑤ 売却不動産の売買契約成立
↓
- ⑥ 売買代金受領時に相続登記の報酬 54,000 円を不動産業者よりご返金！
※ 売却不動産以外の相続登記の報酬はご返金の対象とはなりません。



司法書士・行政書士 溝のロオフィスについて

不動産・相続で地域一番の相談役になることを目標として日々、業務・研究に励んでおります。司法書士歴は合格から今年で 10 年となり、不動産・商業登記から簡裁訴訟代理業務・企業法務・成年後見まで幅広い司法書士のサービスを提供でき、さらに若さを武器に様々な業務分野に挑戦しています。

事務所所在地 川崎市高津区下作延二丁目 7 番 24-405 号 代表司法書士・行政書士 小野圭太
溝のロ駅から徒歩 4 分、高津区役所から徒歩 1 分。

お問合せ先

司法書士・行政書士 溝のロオフィス

電話 044-863-7487 ファックス 044-863-7497 代表 小野圭太